



金 沢 市 公 報

第 2 8 0 8 号

平成26年(2014年)9月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○平成14年告示第41号(こまちなみ保存建造物の登録について)の一部改正について (歴史都市推進室)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	3
● 公 告	
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (市街地再生課)	4
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	4
○開発行為に関する工事の完了について (")	4
● 教育委員会告示	
○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	5

● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	5
○教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について (")	6
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	6
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	7
● 公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課)	9
○下水道排水設備工事事業者の指定について (")	9
○下水道排水設備工事事業者の指定の取消しについて (")	9

告 示

●金沢市告示第270号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成26年9月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

- 1 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営鳴和自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 180台
- 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成26年8月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号
公益財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成26年9月11日から同年12月10日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第271号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年9月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台

豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
	原 動 機 付 自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
粟崎浜町地内	自 転 車	1台
神宮寺1丁目地内	自 転 車	1台
矢木1丁目地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	1台
上安原地内	自 転 車	1台
玉鉾2丁目地内	自 転 車	1台
入江3丁目地内	自 転 車	3台
広坂2丁目地内	自 転 車	6台
三馬1丁目地内	自 転 車	2台
百坂町地内	自 転 車	1台
大野町4丁目地内	自 転 車	1台
東力1丁目地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	4台
金石本町地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
小立野2丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成26年8月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所

- (1) 期間
平成26年9月11日から平成27年3月10日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第272号

平成14年告示第41号（こまちなみ保存建造物の登録について）の一部を次のように改正する。

平成26年9月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

表42の項中「河村家住宅」を「旧河村家住宅」に、

金沢市水溜町4番地
河村 外義

を

金沢市池田町4番丁34番地
新垣 隆一郎
金沢市池田町4番丁34番地
新垣 みよ子

に改める。

●金沢市告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成26年9月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710104231	さくら・介護ステーションあかり	金沢市小橋町6番3号 柴田ハイツ201号	株式会社 peer 介護あかり	羽咋市千里浜町ヌ227番地2	居宅介護 重度訪問介護	特定無し	平成26年9月1日
1720104247	グループホーム アリス	金沢市平和町3丁目14番15号	社会福祉法人 愛里巣福祉会	金沢市円光寺本町8番50号	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	平成26年9月1日

公 告

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成26年9月11日から同年10月9日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成26年9月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市田上本町土地区画整理組合	平成26年9月11日から 同月25日まで	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成26年9月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第114号	平成26年9月1日	金沢市押野1丁目181番5	7.92	34.6

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成26年9月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市笠舞本町2丁目492番1、492番3から492番19まで及び755番から757番まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市諸江町上丁581番地2 株式会社中部ジェイ・シイ 代表取締役 安田 勇作	道路 金沢市笠舞本町2丁目492番17及び492番18並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市笠舞本町2丁目492番14 水路 金沢市笠舞本町2丁目492番19
金沢市割出町61番1及び61番4から61番8まで	金沢市久安4丁目352番地1 株式会社中央不動産情報センター 代表取締役 酒井 博子	道路 金沢市割出町61番1
金沢市上荒屋6丁目341番1から341番5まで	金沢市藤江北1丁目380番地 株式会社マスターズ 代表取締役 地渡 政彦	道路 金沢市上荒屋6丁目341番5

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成26年9月11日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表中

風俗 慣習	おののみなとじんじや かきたいさい 大野湊神社の夏季大祭		金沢市寺中町ハ163番地 大野湊神社夏季祭礼行事奉賛会	指定平成23年9月1日	を
				認定平成23年9月1日	
考古 資料	なかや いせきしゅつど いぶついつかつ 中屋サワ遺跡出土遺物一括	644点	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成24年1月11日	に
風俗 慣習	おののみなとじんじや かきたいさい 大野湊神社の夏季大祭		金沢市寺中町ハ163番地 大野湊神社夏季祭礼行事奉賛会	指定平成23年9月1日	に
				認定平成23年9月1日	

改める。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,304人

●金沢市選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項において

それぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,720人

●金沢市選挙管理委員会告示第69号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,720人

●金沢市選挙管理委員会告示第70号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,304人

●金沢市選挙管理委員会告示第71号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成26年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,860人

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第25号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年9月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成26年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 85,790円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 88,740円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 86,660円

2 原料価格変動額 22,900円

算式 86,660円（1トン当たり平均原料価格）－ 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）＝ 22,900円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額＋22,900円（原料価格変動額）／100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に18.77円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

4 平成26年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	245円94銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	243円94銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	231円44銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	229円61銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	224円61銭

●金沢市公営企業告示第26号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年9月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成26年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 88,740円

(2) 原料価格変動額 700円

算式 88,740円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 700円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.42円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成26年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	423円78銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	414円68銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成26年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 88,740円

(2) 原料価格変動額 700円

算式 88,740円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 700円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.42円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

- (4) 平成26年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	423円86銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	414円76銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成26年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,740円
- (2) 原料価格変動額 700円
算式 88,740円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 700円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.42円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- (4) 平成26年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	402円63銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	393円53銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成26年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格
1トン当たり 88,740円
- (2) 原料価格変動額 700円
算式 88,740円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 700円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 700円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.42円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- (4) 平成26年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	446円24銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	437円14銭
-------------------------------	---------	---------

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成26年9月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
480	金沢水道サービス	金沢市上荒屋3丁目310番地	平成26年8月21日

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成26年9月10日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成26年9月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
590	福井管工	河北郡内灘町字宮坂7字11番地4

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成26年9月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	取消年月日
492	金沢水道サービス	金沢市上荒屋3丁目310番地	平成26年8月21日

◎正 誤

○平成25年3月29日付け金沢市公報号外第5号の3

頁	箇所	誤	正
12	下から17行目	ワ	ラ

○平成26年6月11日付け金沢市公報第2799号の2

頁	箇所
1	下から27行目

誤
同号中ワをンとし、ナからヨまでをヌからヲまでとし

正
同号中ラをルとし、ナからヨまでをヌからリまでとし

平成26年(2014年)9月11日 印刷
平成26年(2014年)9月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄